電 波法 . の ー 部を改正する法 律 案 ( 閣法第三七号 ) ( 衆議院送付 要旨

本法 律 案の主な内容は 次のとおりである。

無 線 設 備 等 の 点 検 の 事 業を行う者は、総務大臣 の登録を受けることができることとする

小規 模 な無 線 局 に 使 用するため の無線 設 備であって総務省令で定めるもの (以下「 特定無線 設 備 とい

う。) について、 技術基準 に 適合して L١ ることの 証 明の 事 業を行う者は、 総 務 大 臣 の 登 録 を受ける ることが

できることとする。

Ę 特定 無線設 備 のうち総務省令で定めるもの(以下「特別特定無線 設 備」という。)の 製造業者又は 輸入

業者は、 その特 別特定無線設備 を、 技術基準に適合するものとして、 その工事設計について自ら確認する

ことができることとする。

四、特定周波数 変更対策業務に係る既開設 局の免許人に適用される電 波利用料の料額は、 当該業務が実施さ

れ こる期 間 内の各年度においては、 通常の電波利用 料の金額に、 当該業務に要する費用の総額の一 定割合を

勘案し、 既開 設局が使用する周波数及び空中線電力に応じて政令で定める金額を加算した金額とする。

五、この法律は、 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 た だ

定める日から施行する。

電波利用料額の改定に関する改正規定は公布の日から起算して三月を超えない 範囲内において政令で